

# 八代市立学校再編等基本方針

～子供たちの未来を育む学校づくり～

令和 8 年 3 月  
八代市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
1 基本方針の位置付け	2
2 八代市の状況	
(1) 八代市の人口推移	3
(2) 児童生徒数の推移	3
(3) 学校規模の状況	4
(4) 学校施設の状況	6
3 学校再編の基本的な考え方	
(1) 学校再編の方向性	7
(2) 望ましい学校規模	8
4 学校再編を活かした学校・地域づくり	
(1) 魅力ある学校づくり	10
(2) 魅力ある地域づくり	12
5 学校再編の進め方	14
6 学校再編を進める上での留意事項	
(1) 児童生徒への対応	16
(2) 通学の安全確保	16
(3) 保護者及び地域の理解と合意形成	16
(4) 施設・跡地等の利活用	17
(5) 関係部局・機関等との連携	17
7 今後の取組	17

## はじめに

現在、少子高齢化、グローバル化、高度情報化が進み、社会の状況がめまぐるしく変化する中、先行きに対する不確実性が高まっており、学校・地域を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような中、中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月）の総論では、「急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている」と示されています。

本市教育委員会では、国及び県の教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、八代市教育振興基本計画に示した「やつしろの 未来を拓く 心豊かな人づくり」の基本理念のもと、ふるさと八代をこよなく愛し、夢と希望をもって心豊かに生きる児童生徒の育成を目指して教育活動の充実に取り組んでいるところです。

しかしながら、本市においては、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化等による教育活動への影響が懸念されることから、子供たちが多様な学びを通して成長できるより良い教育環境を整えていくための学校再編の必要性が高まっており、新しい時代に即した学習環境を有した学校となるよう整備していくことが求められています。

本方針は、パブリックコメント等を通して広く市民の意見を聴き、国の法令や八代市立学校再編等審議会の答申（令和7年4月）等を踏まえ、子供たちの未来を最優先に考えた市立の小・中学校の「より良い教育環境づくり」と「魅力ある学校・地域づくり」を進めるための考え方を示したものです。

今後、学校関係者、行政関係者だけでなく、保護者、地域の方々におかれましても、本市の未来を拓く子供たちのため、本方針の具現化に向けた取組にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## Ⅰ 基本方針の位置付け

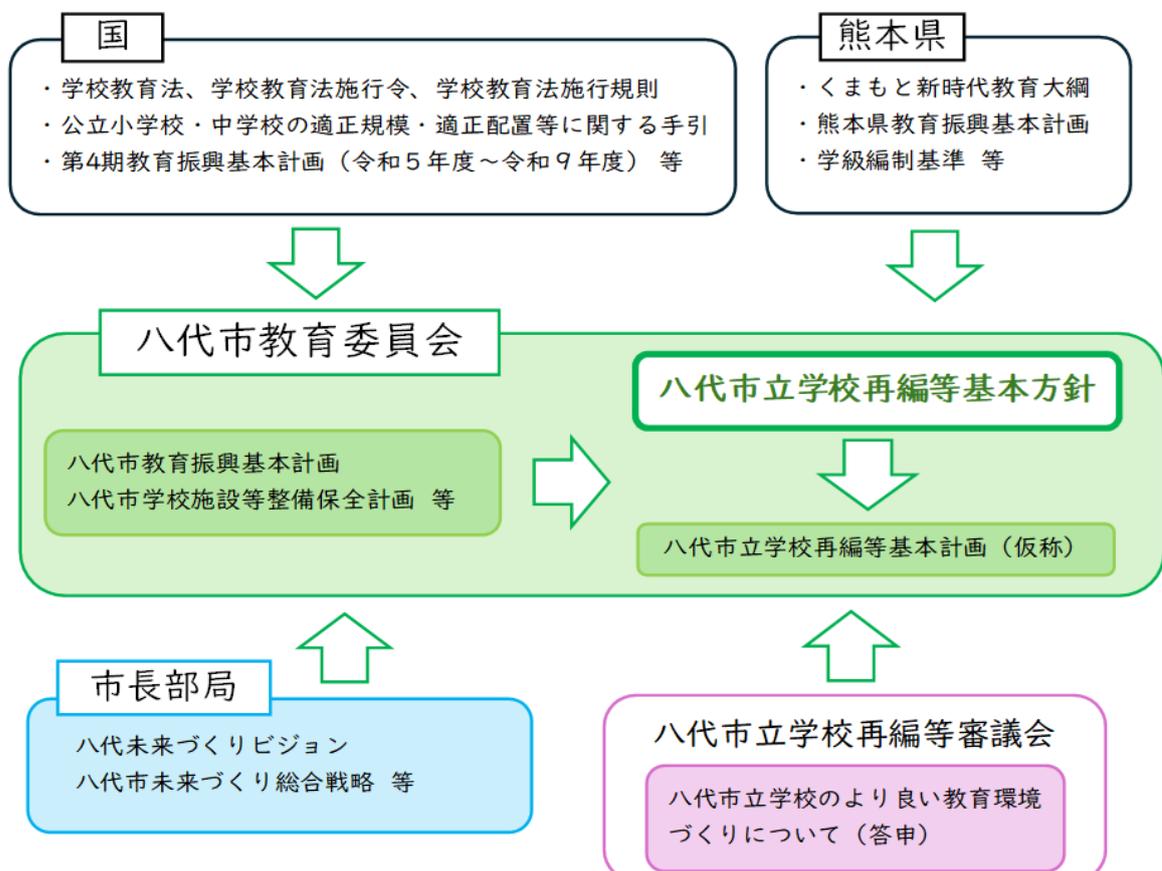
本市においては、児童生徒数の減少による学校の小規模化、学級の少人数化が進んできており、教育活動への影響が懸念されています。

これまで本市教育委員会では、八代市立学校統合等審議会からの答申（平成 22 年 9 月）を受け、八代市立学校規模適正化基本方針（平成 23 年 1 月）並びに基本計画（平成 23 年 10 月）を策定し、令和 2 年度までに複式学級及び分校を有する小学校 10 校を再編したところです。

しかしながら、現在も児童生徒数の減少が止まらず、市立の小・中学校の更なる小規模化等が進行していることから、将来を見据え、新たな再編にかかる基本方針並びに基本計画の策定が喫緊の課題となっています。

本方針は、八代市教育振興基本計画及び八代市立学校再編等審議会からの答申（令和 7 年 4 月）等を踏まえ、より良い教育環境を整えることを目的とし、学校再編等に係る基本的な考え方やそれを具現化していくための方策等を示したものです。

今後、市長部局で策定している各種計画との整合性を図りながら、具体的な実施方法や時期等を定めた学校再編等基本計画（仮称）の策定に取り組んでいきます。



## 2 八代市の状況

### (1) 八代市の人口推移

第3期八代市人口ビジョン（令和7年4月）では、本市の総人口と年少人口（0歳～14歳の人口）は【表1】のように推移すると予測されています。年少人口は年々減少し、平成27年の年少人口の指数を100とした時、令和27年の指数は71.6となり、30年間で28.4%減少することが分かります。

【表1】八代市の人口推移

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口（人）	126,978	123,100	117,700	112,100	106,800	101,600	96,600
年少人口（人） 0歳～14歳	15,775	14,700	13,700	12,700	12,100	11,700	11,300
年少人口構成比（%）	12.42	11.94	11.64	11.33	11.33	11.52	11.70
年少人口の指数	100	93.2	86.8	80.5	76.7	74.2	71.6

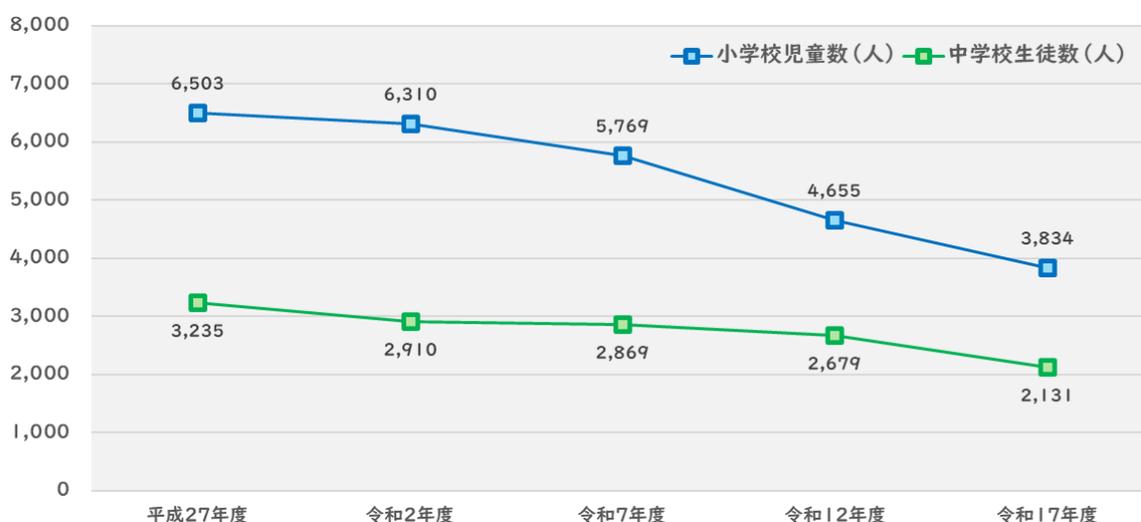
第3期八代市人口ビジョン（令和7年4月）から抜粋 基準日は10月1日

### (2) 児童生徒数の推移

八代市教育委員会児童生徒数調査、八代市住民基本台帳の年齢別人口等から、八代市立の小・中学校に在籍する児童生徒数は、【グラフ1】のように推移することが予測されます。このグラフから、平成27年度から令和7年度までの10年間で、小学校児童数は734人（11.3%）、中学校生徒数は366人（11.3%）減少していることが分かります。

なお、令和7年度から令和17年度までの10年間で、小学校児童数は1,935人（33.5%）、中学校生徒数は738人（25.7%）減少することが見込まれています。

【グラフ1】八代市立の小・中学校に在籍する児童生徒数の推移



グラフ内の数値は、各年度の5月1日付の数値。令和12年度と令和17年度の児童生徒数は、八代市住民基本台帳に記載された年齢別人口（令和7年5月1日現在）等からの予測値で、県立八代中学校進学見込数を除いた数値。



【表4】中学校規模別分布と生徒数

《平成27年度（2015年）：平成27年5月1日現在》

6校 二見 38 泉 41 坂本 51 東陽 56 日奈久 58 第八 63					4校 第七 157 第六 170 千丁 190 第五 200						3校 鏡 356 第三 375 第二 379			1校 第一 716															
学級数					学級数						学級数			学級数															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
過小規模校 (5学級以下) 6校					小規模校 (6~11学級) 8校						適正規模校 (12~18学級) 0校			統合の場合の適正規模校 (19~24学級) 1校					大規模校 (25~30学級) 0校										

《令和7年度（2025年）：令和7年5月1日現在》

7校 泉 15 二見 16 坂本 24 東陽 31 日奈久 38 第八 70 第七 110					2校 第五 174 千丁 204						2校 2校 第三 291 第二 364 第四 344 鏡 388			1校 第一 668															
学級数					学級数						学級数			学級数															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
過小規模校 (5学級以下) 8校					小規模校 (6~11学級) 6校						適正規模校 (12~18学級) 1校			統合の場合の適正規模校 (19~24学級) 0校					大規模校 (25~30学級) 0校										

《令和17年度（2035年）：予測値》

4校 日奈久 16 東陽 24 第八 50					3校 第五 159 千丁 179 第三 193						2校 鏡 260 第四 330			1校 1校 第二 348 第一 393															
学級数					学級数						学級数			学級数															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
過小規模校 (5学級以下) 8校					小規模校 (6~11学級) 6校						適正規模校 (12~18学級) 1校			統合の場合の適正規模校 (19~24学級) 0校					大規模校 (25~30学級) 0校										

【表3】【表4】の平成27年度の数值は、小学校1・2年生は35人学級、それ以外の学年は40人学級での学級数。令和7年度と令和17年度の数值は、小学校全学年と中学校1年生は35人学級、中学校2・3年生は40人学級での学級数。また、令和17年度の数值は、県立八代中学校進学見込数を除いた予測値。

【表3】【表4】の横軸は学級数を、1つ1つのブロックは各学校を表しています。ブロック内の数值は、各学校の児童生徒数を表しています。

平成27年度、令和7年度、令和17年度の学校の状況を比べると、学校の小規模化が進んでおり、クラス替えができない学校や複式学級※1を有する学校が増加していることが分かります。

※1 複式学級：学級編制基準に照らして、児童生徒数が少ないため、1つの学年の児童または生徒だけでは学級の編制ができない場合に2つの学年を1つに編制した学級。

#### (4) 学校施設の状況

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるため、安心して快適に過ごすことができるように、教育環境を整えておく必要があります。

本市の学校施設は、高度経済成長や第2次ベビーブームによる児童生徒数の増加に合わせて集中整備してきたため、現在、全体の約7割の施設が築30年以上経過し、約2割が築50年を超えています。さらに、10年後には約6割の施設が築50年以上となり、急激に老朽化が進行する見込みとなっています。

近年の学校施設の整備は、八代市立学校施設耐震化計画に基づき、校舎及び体育館の改築※2や耐震改修※3、体育館の非構造部材※4の耐震対策を優先的に実施してきました。また、洋式トイレの整備、教育DX※5を推進するための環境整備にも努めてきたところですが、オープンスペース※6や校内教育支援センター※7などの多様な教育ニーズに対応するための施設が不足するといった新たな課題も出てきています。

これらのことを踏まえ、今後は、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」等の関係法令のもと、老朽化・長寿命化※8の対策を進めるとともに、防災機能の強化や衛生環境の改善、多様化する教育活動に柔軟に対応できる教室環境の整備、バリアフリー化など新しい時代に即した学習環境への対応が必要となっています。

しかしながら、人口減少にある本市においては、財政状況は今後ますます厳しくなることが予想されるため、将来を見通した計画的な整備を進めていく必要があります。

---

※2 改築：建物の全部または一部を取り壊し、以前とほぼ同じ用途、規模、構造の建物へ建て直すこと。

※3 耐震改修：地震に対する建物の安全性を高め、倒壊を防ぐための工事。

※4 非構造部材：柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。

※5 教育DX：教育分野における Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）のことで、デジタル技術を活用して、学校教育の在り方等をより良く変革する取組。

※6 オープンスペース：学習集団（主に学級）、教科等の枠を超えた多様な学習や活動に対応できる共有空間。

※7 校内教育支援センター：自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の環境。

※8 長寿命化：老朽化した建物を将来にわたって長く利用できるよう、不具合箇所の改修だけでなく、機能や性能を向上させること。

### 3 学校再編の基本的な考え方

#### (1) 学校再編の方向性

学校教育においては、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力・判断力・表現力、問題解決能力、社会性などを育み、これからの時代を心豊かにより良く生きる力を身に付けさせることが重要となります。

現在、市立の小・中学校においては、少子化に伴う学校の小規模化と学級の少人数化が進んでおり、児童生徒一人一人にきめ細かな指導・支援ができたり、異年齢集団の活動を設定しやすかったりする一方で、球技や合唱などの集団での活動が制約されるとともに、多様な考えに触れる機会が不足したり、クラス替えができず人間関係が固定化したりするなどの状況が見られます。

このような中、過小規模校及び小規模校では、各学校のメリットを生かしながらデメリットを克服できるよう創意工夫を行ってきましたが、学校の取組だけではデメリットを補いきれず、一定の規模の児童生徒集団による個別最適な学び※9と協働的な学び※10の展開が難しくなるなど、教育活動への影響が出てきています。

今後、児童生徒数はさらに減少し、令和17年度にはクラス替えができない学年を有する小学校が約8割、中学校が約5割、複式学級を有する小学校が約4割、中学校が約2割となるなど、多くの学校において求められる教育活動を実施することが困難な状況になっていくことが予想されます。

これらのことから、学校・地域が直面している様々な課題を総合的に解決していくため、「八代はひとつ」の考えのもと、学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、全ての学校・地域の「より良い教育環境づくり」と「魅力ある学校・地域づくり」に全市的に取り組むこととします。

---

※9 個別最適な学び：児童生徒一人一人の特性や学習進度、興味関心に合わせて、学習内容や方法などを最適化する学び。

※10 協働的な学び：子供同士、子供と教職員、多様な他者と関わり合いながら、探究的な学習、体験活動などを通じ、一人一人の見方や考え方を出し合い、異なる考え方と組み合わせ、より良い考え方を生み出すなど、これから必要となる力を育む学び。

## (2) 望ましい学校規模

望ましい学校規模については、法令等で主に以下のように示されています。

### 《学校教育法施行規則》

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

(第79条：第41条の規定は中学校に準用することを記載)

### 《義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令》

第4条 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

### 《公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引》 文部科学省

小学校では、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましい。中学校では、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となる。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

(一部抜粋)

法令等による国の考え方、八代市立学校再編等審議会からの答申、市立の小・中学校の実情等を踏まえ、より教育効果を高めることができる、望ましい学校規模を【表5】のとおりとしました。

【表5】望ましい学校規模

校種	国(文部科学省)	八代市
小学校	12学級以上18学級以下	12学級以上24学級以下
中学校	12学級以上18学級以下	9学級以上18学級以下

学級数は特別支援学級を除く

なお、学級編制の標準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条」で、小学校の1学級の児童数は35人、中学校の1学級の生徒数は40人となっています。ただし、1学級の児童生徒数の標準は、都道府県教育委員会ごとに定めることができると規定されており、熊本県教育委員会が定めた令和7年度学級編制基準は、【表6】のとおりです。

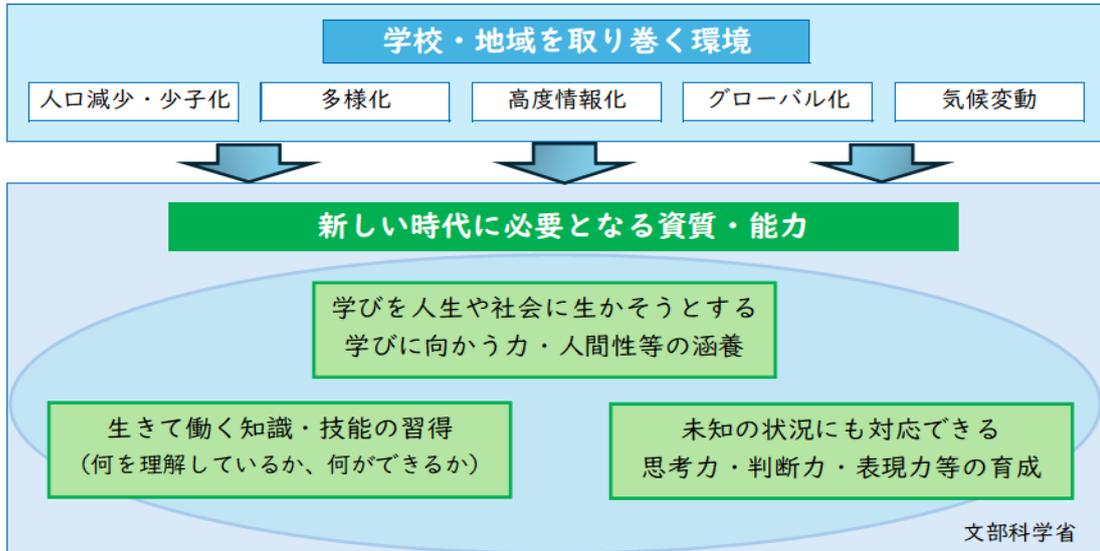
【表6】令和7年度学級編制基準（熊本県教育委員会）

校種	学級編制の区分	編制基準
小学校  (義務教育学校の 前期課程を含む)	・単式学級(同学年の児童で編制)	35人
	・複式学級(1年生を含む複式)	8人
	・複式学級(上記を除く複式)	16人
中学校  (義務教育学校の 後期課程を含む)	・単式学級 第1学年	35人
	第2～3学年	40人
	・複式学級	4人

## 4 学校再編を活かした学校・地域づくり

### (1) 魅力ある学校づくり

学校・地域を取り巻く環境は年々変化しており、予測困難な時代となっている今日、未来を担う子供たちが夢と希望をもって、自他を大切にしながら安心して過ごし、楽しく学ぶことができる魅力ある学校をつくるのが大切です。



現在、学校においては、学力向上対策、高度情報化への対応、いじめ及び不登校の未然防止など、様々な課題が見られており、子供たちに新しい時代に必要な資質・能力を育むため、目指す学校像・子供像等をグランドデザイン※11に示し、個別最適な学びと協働的な学びなどの多様な教育ニーズに対応できるよう教育活動の充実に取り組んでいるところです。

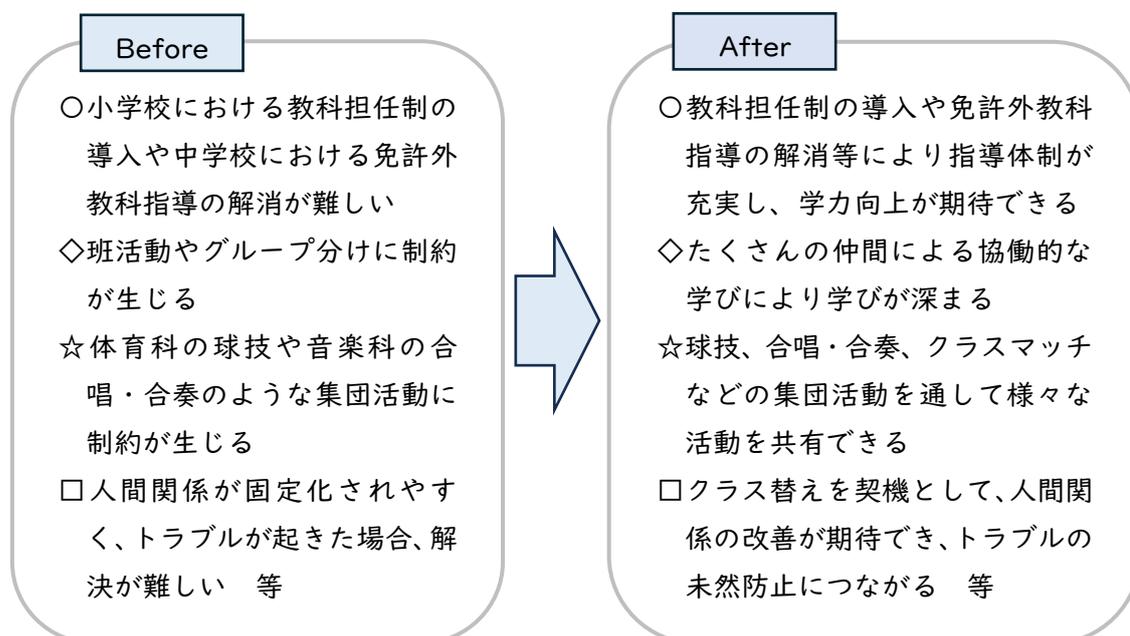
	小学校の例	中学校の例
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心で、子供の居場所と活躍の場がある学校</li> <li>子供が主役となる学びが展開される学校</li> <li>地域とともにある学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>笑顔で学び合い、主体的な行動を大切にしながら感動や成功体験を与える学校</li> <li>自分の考えを素直に表現でき、互いに信頼関係を築ける学校</li> <li>集団の一員として校則や規律を大切にし、スクールプライドを育てる学校</li> </ul>
目指す子供像	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の夢や希望の実現を目指して、粘り強く努力し続け、やり抜く児童</li> <li>自分の考えや思いを伝え、相手の考えや思いを受け止め、友達との違いを認め合い、信頼し助け合う児童</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら考え、自ら学ぶ、主体性をもった生徒</li> <li>夢実現に向け、粘り強く挑戦を続ける生徒</li> <li>お互いを大切にし、認め、励まし、高め合う生徒</li> </ul>

※11 グランドデザイン：学校が目指す方向や育てたい児童生徒像などを描いた学校教育の全体構想図。

今後、学校が直面している教育課題を解決していくため、学校再編を活かした魅力ある学校づくりに向け、【表7】にある取組等について検討していきます。

【表7】「魅力ある学校づくり」に向けた取組の例

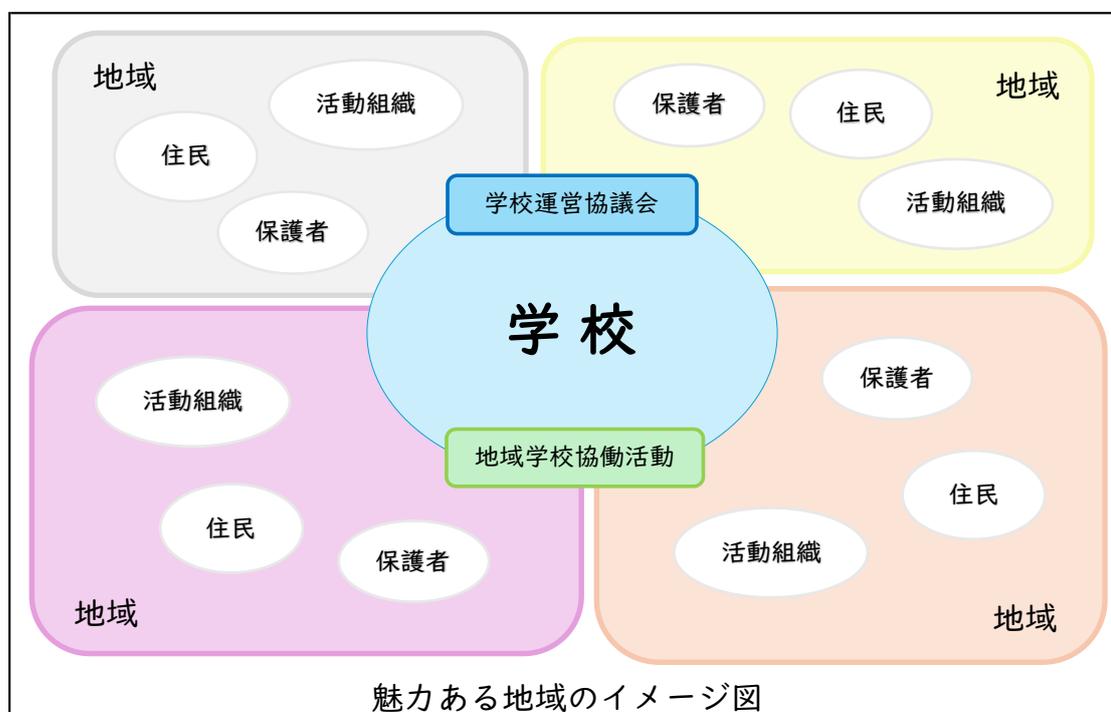
一定の規模の児童生徒集団における個別最適な学びと協働的な学びの創出	小学校における専科指導や教科担任制による専門的な指導の充実	中学校における免許外教科指導の解消
児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備と保護者及び地域からの支援体制の充実	特色ある教育課程の編成と特色ある教育活動の実施	児童生徒の居場所があり、多様な教育ニーズに対応できる空間の確保（オープンスペース、校内教育支援センター、相談室等）
	チーム担任制の導入による指導体制の充実	



再編によって新たな学校がスタートすることを契機として、学校施設の整備をはじめ、一定の規模の児童生徒集団による協働的な学びや集団活動をより充実させるなど、【表7】にある取組等を進めることにより、魅力ある学校づくりにつながっていきます。

## (2) 魅力ある地域づくり

子供たちにどのような力を育てていくのかという目標を学校・家庭・地域で共有するとともに、互いに連携・協働し、ふるさと八代の未来を拓く子供たちを育てる魅力ある地域をつくるのが大切です。



現在、地域においては、人口減少、コミュニティ機能の低下、伝統文化の継承の困難化、防災・防犯機能の低下など、様々な課題が見られており、学校・家庭・地域が連携・協働して子供たちを育てるため、学校運営協議会※12や地域学校協働活動※13と連携した活動を実施したり、防災拠点としての機能を充実したりすることで、安全・安心なまちづくりに取り組んでいるところです。

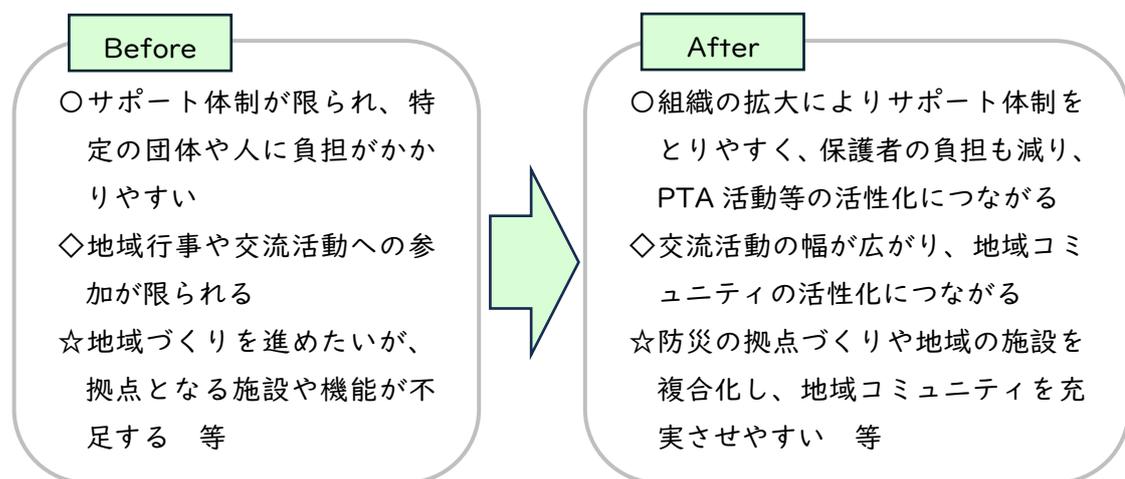
※12 学校運営協議会：保護者、地域住民、地域活動組織等の代表者が、学校の運営とそのために必要な支援について協議し、学校と一体となって教育活動を推進するための合議制の機関。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ。

※13 地域学校協働活動：地域全体で子供たちの学びと成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、幅広い層の多くの地域住民が参画し、学校と地域が連携・協働して行う様々な活動。活動を推進していく組織が地域学校協働本部。

今後、地域が直面している地域課題を解決していくため、学校再編を活かした魅力ある地域づくりに向け、【表8】にある取組等について検討していきます。

【表8】「魅力ある地域づくり」に向けた取組の例

子供たちの安全確保のための登下校の見守り活動や生活支援	様々な教育活動、地域活動への参加による絆づくりと生きがいづくり	教育関係機関・保護者・地域が計画・運営するプランの実施（自然・文化体験事業、長期休業期間中の学童保育等）
地域人材による書道、体育、家庭科、まち探検等における学習支援	学校・家庭・地域の連携・協働とコミュニティ・スクール、地域学校協働活動による地域行事や交流活動の充実	
防災拠点としての機能の充実（耐震化、バリアフリー化、高層化、空調設備・備蓄倉庫・非常用発電機の整備等）	学校施設や跡地の活用による地域コミュニティの活性化	地域人材が子供たちの活動を支援しやすい複合施設の整備（コミュニティセンター、地域連携室、学童保育室等）



再編によって新たなコミュニティができることを契機として、防災拠点の整備をはじめ、地域人材によるサポート体制や交流活動をより充実させるなど、【表8】にある取組等を進めることにより、魅力ある地域づくりを促していきます。

## 5 学校再編の進め方

より良い教育環境づくりを実現するためには、時代の変化と社会のニーズに対応できるよう、既存の制度や枠組みにとらわれずに、今後の学校の在り方について調査・研究し、学校と地域の実情や生活圏などを踏まえ、以下の取組が必要となってきます。

まずは、市立の小・中学校が望ましい学校規模となるよう、近隣の同校種の学校同士（小学校同士・中学校同士）での再編を検討します。

※ 図中の○は過小規模の学校、○は小規模の学校、○は望ましい規模の学校を表しています。

### 【令和2年度：鏡小学校の例】

過小規模と望ましい規模の小学校2校の再編



なお、近隣の学校同士の再編で望ましい学校規模にならない場合は、全市的な視点から広域的な再編を検討します。

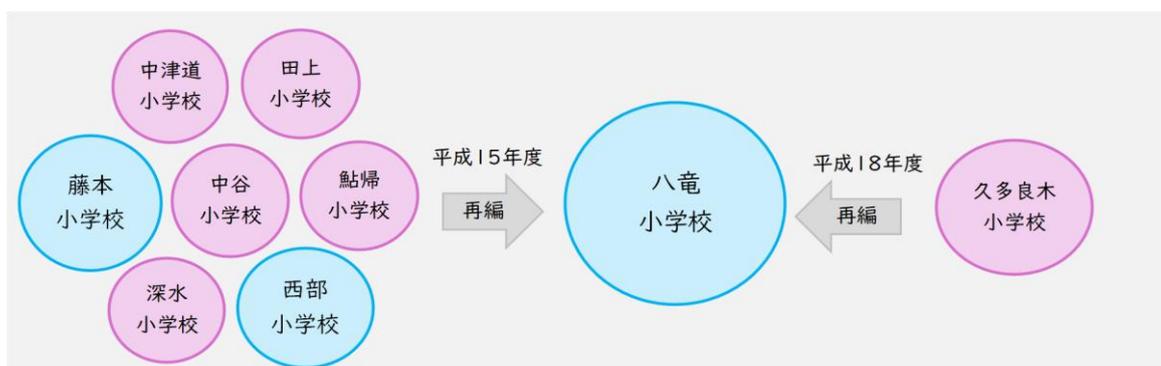
### 【平成25年度：東陽小学校の例】

過小規模と小規模の小学校2校とその分校の再編



### 【平成15年度・平成18年度：八竜小学校の例】

過小規模と小規模の小学校8校の再編



また、地理的な要因から、広域的な再編でも望ましい学校規模にならない場合は、異校種の学校による小中一貫校※14としての再編を検討します。

### 【平成26年度：泉小・中学校の例】

過小規模の小学校3校と中学校1校を小中一貫校に再編



再編した学校への通学が難しい地域がある場合には、その地域に分校を設置するなどの方法について検討します。

さらに、義務教育学校※15の設置などの新たな方法や学校選択制※16の導入、通学区域及び特別地区の見直しなどの柔軟な取組についても検討します。

※14 小中一貫校：小学校6年間と中学校3年間を合わせた9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す学校。小中一貫校を大きく分類すると、小学校と中学校のそれぞれを併設した小中一貫型学校と一つの学校にした義務教育学校がある。

※15 義務教育学校：小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う学校。義務教育学校は、一つの学校なので一人の校長、一つの教職員組織となる。教職員は原則、小学校・中学校の両方の教員免許状を併有し、1年生から9年生までの全ての児童生徒を指導することになる。

※16 学校選択制：市町村教育委員会が就学する学校を指定する場合に、あらかじめ保護者の意見を聴取し、その保護者の意見を踏まえて、就学する学校を指定する制度。学校選択制には、自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特定地域選択制、特認校制の5つの制度がある。

## 6 学校再編を進める上での留意事項

学校及び地域の実情等を踏まえ、以下の点に留意することとします。

### (1) 児童生徒への対応

学校再編は、児童生徒の生活環境や学習環境が大きく変化することも予想されます。そこで、児童生徒の不安を最小限に抑えるため、再編後の通学方法や学校生活等についての説明を行うなど、丁寧に対応することとします。

なお、児童生徒に精神的な負担が生じないように、再編前に交流学习や交流活動を行うなど、児童生徒間のコミュニケーションの機会を設けることとします。

### (2) 通学の安全確保

児童生徒の通学の安全確保に努めるとともに、通学距離及び通学時間が長くなることで、学校生活や学習に影響が出ないように対応します。

法令による望ましい通学距離の考え方として、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項に、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること」とされています。

本市における「望ましい通学距離と通学時間」については、八代市立学校再編等審議会からの答申、本市の地理的状況と国及び他の自治体の例を踏まえ、【表9】のとおりとします。

なお、学校再編により生じた遠距離通学への対応として、スクールバスの運行等、児童生徒の実態に応じた方法を検討することとします。

【表9】望ましい通学距離・通学時間

望ましい通学距離	望ましい通学時間
通学方法で異なるため数値は設定しない	おおむね60分以内

### (3) 保護者及び地域の理解と合意形成

学校は、地域コミュニティの拠点としての重要な役割を果たしているため、地区懇談会等を開催し、学校の状況や再編の方向性等について、保護者及び地域住民に丁寧に説明し、合意形成が得られるよう努めることとします。

また、再編後の学校を核としたネットワークを形成するとともに、再編前の学校の特色や地域の歴史や文化、伝統行事等が継承されるよう、学校・家庭・地域の連携を図ります。

#### (4) 施設・跡地等の利活用

学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的な役割や公共的な施設としての機能等についても踏まえ、学校施設・跡地等については、地域の意見を尊重しながら有効な利活用に努めることとします。

#### (5) 関係部局・機関等との連携

学校は子供たちの学びの場であると同時に、地域コミュニティの中心的な役割を担っているため、「より良い教育環境づくり」とともに、生活の安全、地域の活性化にもつながるよう、【表 10】にあるような関係部局・機関等と連携して取り組みます。

【表 10】 関係部局・機関等との連携

内 容	主な関係部局・機関
○各種計画との整合性 ○行政区との調整 ○コミュニティセンターとの連携 等	企画政策課、建設政策課 市民活動政策課
○通学時の交通安全及び安全確保 ○防犯上の安全確保 ○防災拠点としての機能の充実 等	地域政策課、地域振興課（各支所） 土木課、危機管理課 (市以外の機関) 八代警察署、県南広域本部 熊本河川国道事務所 等
○学童保育との連携 等	こども未来課、こども家庭支援課
○学校の新築、改築 等	財政課、営繕課
○施設・跡地の利活用 等	財産経営課

## 7 今後の取組

今後、本方針の具現化に向け、「八代市立学校再編等基本計画」（以下「基本計画」）を本市教育委員会において策定することとします。

基本計画においては、児童生徒数の推移や各学校及び地域の実情や課題等を踏まえ、学校再編の具体的な方策、実施時期等について策定します。

なお、策定に当たっては、市民の意見を広く聴くために、保護者や地域住民などの関係者と協議・調整していくこととします。

**八代市立学校再編等基本方針**  
**令和8年3月**

発行：八代市教育委員会

編集：教育部 未来の学校づくり推進室

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

TEL：0965-45-9887 FAX:0965-33-6147

E-mail：gakusui@city.yatsushiro.lg.jp